

○ 金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十七年内閣府令第十七号）

改 正 案	現 行
目次	目次
第一章 納付命令（第一条—第一条の二十六）	第一章、納付命令（第一条—第一条の二十三）
第二章 審判手続	第二章 審判手続
第一節 総則（第一条の二十七—第十三条）	第一節 総則（第一条の二十四—第十三条）
第二節～第六節（略）	第二節～第六節（略）
第三章（略）	第三章（略）
附則	附則
（有価証券報告書等の虚偽記載等に係る課徴金の計算における市場価額の総額）	（有価証券報告書等の虚偽記載等に係る課徴金の計算における市場価額の総額）
第一条の三 法第百七十二条の四第一項第二号イに規定する内閣府令で定めるところにより算出される市場価額の総額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額とする。	第一条の三 法第百七十二条の四第一項第一号イに規定する内閣府令で定めるところにより算出される市場価額の総額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額とする。
一 イに掲げる額の合計額を口に掲げる数で除した額	一 イに掲げる額の合計額を口に掲げる数で除した額
イ (1)から(4)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに定める期間における法第百七十二条の四第一項第二号イに規定する算定基準有価証券（以下この条において「算定基準有価証券」という。）の毎日の最終の価格（法第六十七条の十九又は法第百三十条に規定する最終の価格のうち最も高いものをいい	イ (1)から(4)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに定める期間における法第百七十二条の四第一項第一号イに規定する算定基準有価証券（以下この条において「算定基準有価証券」という。）の毎日の最終の価格（法第六十七条の十九又は法第百三十条に規定する最終の価格のうち最も高いものをいい

、同一の日において同一の有価証券報告書等（法第百七十二条の四第一項に規定する有価証券報告書等をいう。以下この条において同じ。）又は四半期・半期・臨時報告書等（法第百七十二条の四第二項に規定する四半期・半期・臨時報告書等をいう。）に係る内容の異なる数種の算定基準有価証券について異なる最終の価格があるときは、当該日における各最終の価格に対応する発行済みの種類の算定基準有価証券の数又は口数に当該最終の価格を乗じて得た額の合計額を、当該日における発行済みの算定基準有価証券の総数又は総口数（最終の価格がないものを除く。）で除した額をいう。以下この条において同じ。）

(1) 法第百七十二条の四第一項に規定するとき 当該有価証券報告書等に係る法第百八十五条の七第三十一項第一号に定める事業年度の期間

(2) 法第百七十二条の四第二項に規定するとき（法第百八十五条の七第三十一項第二号に規定する四半期報告書又はその訂正報告書において重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合に限る。）当該四半期報告書に係る期間

(3) 法第百七十二条の四第二項に規定するとき（法第百八十五条の七第三十一項第三号に規定する半期報告書又はその訂正報告書において重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合に限る。）当該半期報告書に係る期間

、同一の日において同一の有価証券報告書等（法第百七十二条の四第一項に規定する有価証券報告書等をいう。以下この条において同じ。）又は四半期・半期・臨時報告書等（法第百七十二条の四第二項に規定する四半期・半期・臨時報告書等をいう。）に係る内容の異なる数種の算定基準有価証券について異なる最終の価格があるときは、当該日における各最終の価格に対応する発行済みの種類の算定基準有価証券の数又は口数に当該最終の価格を乗じて得た額の合計額を、当該日における発行済みの算定基準有価証券の総数又は総口数（最終の価格がないものを除く。）で除した額をいう。以下この条において同じ。）

(1) 法第百七十二条の四第一項に規定するとき 当該有価証券報告書等に係る法第百八十五条の七第二十九項第一号に定める事業年度の期間

(2) 法第百七十二条の四第二項に規定するとき（法第百八十五条の七第二十九項第二号に規定する四半期報告書又はその訂正報告書において重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合に限る。）当該四半期報告書に係る期間

(3) 法第百七十二条の四第二項に規定するとき（法第百八十五条の七第二十九項第三号に規定する半期報告書又はその訂正報告書において重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合に限る。）当該半期報告書に係る期間

(4) 法第七百七十二条の四第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定するとき（法第八十五条の七第三十一項第四号に規定する臨時報告書又はその訂正報告書において重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合に限る。）当該臨時報告書を提出した日（法第七十二条の四第三項に規定する場合にあっては、臨時報告書を提出しなければならない事由が生じた日をいう。以下この号において同じ。）の属する事業年度の開始の日から当該臨時報告書を提出した日までの期間

口
（略）

二　（略）

（貸借対照表）

第一条の四 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第三十三条の五の三に規定する内閣府令で定める貸借対照表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一・二　（略）

三　法第七十二条の十一第一項に規定するとき　当該虚偽等のあら発行者等情報（同項に規定する虚偽等のある発行者等情報をいう。以下この号及び第一条の八第一号において同じ。）に係る法第八十五条の七第三十一項第五号に規定する事業年度（当該虚偽等のある発行者等情報（訂正発行者情報（法第二十七条の三十

(4) 法第七十二条の四第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定するとき（法第八十五条の七第二十九項第四号に規定する臨時報告書又はその訂正報告書において重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合に限る。）当該臨時報告書を提出した日（法第七十二条の四第三項に規定する場合にあっては、臨時報告書を提出しなければならない事由が生じた日をいう。以下この号において同じ。）の属する事業年度の開始の日から当該臨時報告書を提出した日までの期間

口
（略）

二　（略）

（貸借対照表）

第一条の四 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号。以下「令」という。）第三十三条の五の三に規定する内閣府令で定める貸借対照表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一・二　（略）

三　法第七十二条の十一第一項に規定するとき　当該虚偽等のあら発行者等情報（同項に規定する虚偽等のある発行者等情報をいう。以下この号及び第一条の八第一号において同じ。）に係る法第八十五条の七第二十九項第五号に規定する事業年度（当該虚偽等のある発行者等情報（訂正発行者情報（法第二十七条の三十

二 第三項に規定する訂正発行者情報をいう。以下同じ。) である場合には、当該訂正発行者情報に係る発行者情報(法第二十七条の三十一第一項に規定する発行者情報をいう。以下同じ。)が当該事業年度の終了前に提供され、又は公表されたものである場合には、当該事業年度の直前事業年度)の末日における連結貸借対照表又はこれに準ずるもの(発行者情報に表示されたものに限る。)

(発行者等情報の虚偽等に係る課徴金の計算における市場価額の総額)

第一条の八 法第七十二条の十一第一項第一号ロ(1)に規定する内閣府令で定めるところにより算出される市場価額の総額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額とする。

一 イに掲げる額の合計額をロに掲げる数で除した額

イ 当該虚偽等のある発行者等情報に係る法第七百八十五条の七第三十一項第五号に規定する事業年度(当該虚偽等のある発行者等情報が当該事業年度の終了前に提供され、又は公表されたものである場合には、当該事業年度の開始の日から当該虚偽等のある発行者等情報が提供され、又は公表された日までの期間)における法第七十二条の十一第一項第一号ロ(1)に規定する算定基準有価証券(以下この条において「算定基準有価証券」という。)の毎日の最終の価格(法第六十七条の十九又は法第七百三十条に規定する最終の価格のうち最も高いものをいい、同一

二 第三項に規定する訂正発行者情報をいう。以下同じ。)である場合には、当該訂正発行者情報に係る発行者情報(法第二十七条の三十二第一項に規定する発行者情報をいう。以下同じ。)が当該事業年度の終了前に提供され、又は公表されたものである場合には、当該事業年度の直前事業年度)の末日における連結貸借対照表又はこれに準ずるもの(発行者情報に表示されたものに限る。)

(発行者等情報の虚偽等に係る課徴金の計算における市場価額の総額)

第一条の八 法第七十二条の十一第一項第一号ロ(1)に規定する内閣府令で定めるところにより算出される市場価額の総額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる数を乗じて得た額とする。

一 イに掲げる額の合計額をロに掲げる数で除した額

イ 当該虚偽等のある発行者等情報に係る法第七百八十五条の七第三十一項第五号に規定する事業年度(当該虚偽等のある発行者等情報が当該事業年度の終了前に提供され、又は公表されたものである場合には、当該事業年度の開始の日から当該虚偽等のある発行者等情報が提供され、又は公表された日までの期間)における法第七十二条の十一第一項第一号ロ(1)に規定する算定基準有価証券(以下この条において「算定基準有価証券」という。)の毎日の最終の価格(法第六十七条の十九又は法第七百三十条に規定する最終の価格のうち最も高いものをいい、同一

の日において同一の発行者等情報に係る内容の異なる数種の算定基準有価証券について異なる最終の価格があるときは、当該日における各最終の価格に対応する発行済みの種類の算定基準有価証券の数又は口数に当該最終の価格を乗じて得た額の合計額を、当該日における発行済みの算定基準有価証券の総数又は総口数（最終の価格がないものを除く。）で除した額をいう。以下この条において同じ。）

ロ （略）

二 （略）

（風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算における対価の額等）

第一条の十 法第二百七十三条第一項第四号イに規定する内閣府令で定めるものは、違反者（同項に規定する違反者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が業として行う次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定めるもの（不当に課徴金の額を引き下げる目的で当該各号に定めるものから分割された財産その他の当該各号に定めるものと実質的に同一であると認められる財産を含む。）とする。

一 法第二十八条第四項第一号に掲げる行為（法第二条第八項第十二号イに掲げる契約に係るものに限る。）当該契約の相手方である登録投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第二百九十八号）第二条第十三項に規定する登録投資法人をいう。以下この章において同じ。）から違反者が当該契約に

の日において同一の発行者等情報に係る内容の異なる数種の算定基準有価証券について異なる最終の価格があるときは、当該日における各最終の価格に対応する発行済みの種類の算定基準有価証券の数又は口数に当該最終の価格を乗じて得た額の合計額を、当該日における発行済みの算定基準有価証券の総数又は総口数（最終の価格がないものを除く。）で除した額をいう。以下この条において同じ。）

ロ （略）

二 （略）

（風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算における手数料等の額）

第一条の十 法第二百七十三条第一項第四号に規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 違反者（法第二百七十三条第一項に規定する違反者をいう。以下の条及び次条において同じ。）が、運用対象財産（法第二十八条第四項各号に掲げる行為のいずれかを業として行う者が法第四十二条第一項に規定する権利者のため運用を行う金銭その他の財産をいう。以下同じ。）の運用として法第二百七十三条第一項第四号の有価証券の売付け等又是有価証券の買付け等をした場合 イに掲げる額にロに掲げる額を乗じた額をハに掲げる額で除して得た額

イ 当該有価証券の売付け等又是有価証券の買付け等のうち違反

基づき委託を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、法第二百七十三条第一項第四号の有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等のうち違反行為に係る有価証券等に係るもの（以下この条において「算定対象取引」という。）に係る利益又は損失が帰属するもの

二 法第二十八条第四項第一号に掲げる行為（前号に掲げるものを除く。）投資一任契約（法第一条第八項第十二号口に規定する投資一任契約をいう。以下この章において同じ。）の相手方から違反者が当該投資一任契約に基づき委託を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの

三 法第二十九条第四項第一号に掲げる行為 法第二条第一項第十号に掲げる有価証券に表示される権利を有する者から違反者が拠出を受けた金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの

四 法第二十八条第四項第三号に掲げる行為 法第一条第八項第十五号イからハまでに掲げる権利を有する者から違反者が拠出を行った金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの

法第二百七十三条第一項第四号イに規定する内閣府令で定める額は算定対象取引が行われた日の属する月（算定対象取引が二以上の月にわたって行われたものでは、これらの月のうち最後の月。以下この項において同じ。）について違反者に前項各号に定

行行為に係る有価証券等に係るもの（以下この条において「算定対象取引」という。）が行われた月について違反者に当該運用対象財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（当該運用が法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあっては、当該受益証券の募集の取扱い（法第二条第八項第九号に規定する有価証券の募集の取扱いをいう。以下同じ。）又は私募の取扱い（法第二条第八項第九号に規定する有価証券の私募の取扱いをいう。以下同じ。）を行った金融商品取引業者等（法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。以下この号において「運用報酬」という。）の価額（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下この号において「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合にあっては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法その他の合理的な方法により算出した額（算定対象取引が行われた月の末日のうち最も遅い日（以下この号において「基準日」という。）において運用報酬算定期間が終了していないときは、当該運用報酬算定期間が当該基準日において終了したものとみなして合理的な方法により算出した額）、算定対象取引が行われた月数を乗じて得た額）の総額

める財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（当該運用が法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあつては、当該受益証券の募集の取扱い（法第二条第八項第九号に規定する有価証券の私募の募集の取扱いをいう。以下この章において同じ。）又は私募の取扱い（法第二条第八項第九号に規定する有価証券の私募の取扱いをいう。以下この章において同じ。）を行ふ金融商品取引業者等（法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。以下この章において同じ。）に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。以下この項において「運用報酬」（「運用報酬算定期間」という。）の価額（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下この項において「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合には、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法、運用報酬算定期間に係る運用実績に基づいて運用報酬が算定されるときには当該算定期間内に係る月の運用実績に基づいて算出する方法その他の合理的な方法により算出した額）の総額とする。

法第百七十三条第一項第四号ロに規定する内閣府令で定める額は、算定期間内に係る運用実績に基づいて運用報酬が算定される金融商品取引行為をいい、法第二十八条第四項各号に掲げる行為を除く。以下この章において同じ。）の対価として違反者に支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額（当該価額が算定期間

の間の当該運
ち最も高い額

ハ 基準日における当該運用対象財産の総額
二 前号に掲げる場合以外の場合 算定対象取引について金融商品取引行為（法第三十四条に規定する金融商品取引行為をいう。以下この章において同じ。）の対価として違反者に支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額（当該価額が算定対象取引ごとに計算される場合以外の場合は、当該価額に基づき、当該価額の算定の基礎となる期間における算定対象取引に係る金融商品取引契約（法第三十四条に規定する金融商品取引契約をいう。以下同じ。）に基づく金融商品取引行為に係る取引総額に占める算定対象取引の総額の割合に応じて按分する方法その他の当該金融商品取引契約に係る取引の状況に応じた合理的な方法により算出した額）の総額
前項第一号イの月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

法第百七十三条第一項第四号ロに規定する内閣府令で定める額は

法第百七十三条第一項第四号ロに規定する内閣府令で定める額は、算定対象取引について金融商品取引行為（法第三十四条に規定する金融商品取引行為をいい、法第二十八条第四項各号に掲げる行為を除く。以下この章において同じ。）の対価として違反者に支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額（当該価額が算定

「対象取引」^イに計算される場合以外の場合にあつては、当該価額に基づき、当該価額の算定の基礎となる期間における算定対象取引に係る金融商品取引契約（法第三十四条に規定する金融商品取引契約をいう。以下この章において同じ。）に基づく金融商品取引行為に係る取引総額に占める算定対象取引の総額の割合に応じて按分する方法その他の当該金融商品取引契約に係る取引の状況に応じた合理的な方法により算出した額）の総額とする。

4 第二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（仮装売買等による相場操縦行為に係る課徴金の計算における対価の額等）

第一条の十三 法第百七十四条第一項第四号イに規定する内閣府令で定めるものは、違反者（同項に規定する違反者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が業として行う次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定めるもの（不當に課徴金の額を引き下げることの目的で当該各号に定めるものから分割された財産その他の当該各号に定めるものと実質的に同一であると認められる財産を含む。）とする。

一 法第二十八条第四項第一号に掲げる行為（法第二条第八項第十号イに掲げる契約に係るものに限る。） 当該契約の相手方である登録投資法人から違反者が当該契約に基づき委託を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、法第百七十四条第一項第四号

（仮装売買等による相場操縦行為に係る課徴金の計算における手数料等の額）

第一条の十三 法第百七十四条第一項第四号に規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 違反者（法第百七十四条第一項に規定する違反者をいう。以下の条及び次条において同じ。）が、運用対象財産の運用として同項第四号の違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした場合 イに掲げる額に口に掲げる額を乗じた額をハに掲げる額で除して得た額
イ 当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等のうち違反行為に係る有価証券等に係るもの（以下この条において「算定対象取引」という。）が行われた月について

の違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等のうち違反行為に係る有価証券等に係るもの（以下この条において「算定対象取引」という。）に係る利益又は損失が帰属するもの

二 法第二十八条第四項第一号に掲げる行為（前号に掲げるものを除く。）投資一任契約の相手方から違反者が当該投資一任契約に基づき委託を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの

三 法第二十八条第四項第二号に掲げる行為 法第二条第一項第十号に掲げる有価証券に表示される権利を有する者から違反者が拠出を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの

四 法第二十八条第四項第三号に掲げる行為 法第二条第八項第十五号イからハまでに掲げる権利を有する者から違反者が拠出を行って運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの

21 法第七十四条第一項第四号イに規定する内閣府令で定める額は、算定対象取引が行われた日の属する月（算定対象取引が二以上の月にわたつて行われたものである場合には、これらの月のうち最後の月。以下この項において同じ。）について違反者に前項各号に定める財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（当該運用が法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた金銭その

違反者に当該運用対象財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（当該運用が法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあつては、当該受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者等に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。以下この号において「運用報酬」という。）の額（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下この号において「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合には、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法その他の合理的な方法により算出した額（算定対象取引が行われた月の末日のうち最も遅い日（以下この号において「基準日」という。）において運用報酬算定期間が終了していないときは、当該運用報酬算定期間が当該基準日において終了したものとみなして合理的な方法により算出した額）に、算定対象取引が行われた月数を乗じて得た額）の総額

ロ 違反行為の開始時から違反行為の終了後一月を経過するまでの間の当該運用対象財産である算定対象取引の銘柄の総額のうち最も高い額

ハ 基準日における当該運用対象財産の総額

二 前号に掲げる場合以外の場合 算定対象取引について金融商品取引行為の対価として違反者に支払われ、又は支払われるべき金

他の財産の運用である場合にあつては、当該受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者等に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭、その他の財産を除く。以下この項において「運用報酬」という。)の価額(運用報酬の算定の基礎となる期間(以下この項において「運用報酬算定期間」という。)が一月を超える場合には、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法、運用報酬算定期間に係る運用実績に基づいて運用報酬が算定されるときには当該算定対象取引が行われた日の属する月の運用実績に基づいて算出する方法その他の合理的な方法により算出した額)の総額とする。

3 法第百七十四条第一項第四号ロに規定する内閣府令で定める額は、算定対象取引について金融商品取引行為の対価として違反者に支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額(当該価額が算定対象取引ごとに計算される場合以外の場合にあつては、当該価額に基づき、当該価額の算定の基礎となる期間における算定対象取引に係る金融商品取引契約に基づく金融商品取引行為に係る取引総額に占める算定対象取引の総額の割合に応じて按分する方法その他の当該金融商品取引契約に係る取引の状況に応じた合理的な方法により算出した額)の総額とする。

4 第二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

(現実売買等による相場操縦行為に係る課徴金の計算における対価

(現実売買等による相場操縦行為に係る課徴金の計算における手数

の額等)

第一条の十六 法第二百七十四条の二第一項第二号ニ(1)に規定する内閣府令で定めるものは、違反者（同項に規定する違反者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が業として行う次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定めるもの（不當に課徴金の額を引き下げる目的で当該各号に定めるものから分割された財産その他の当該各号に定めるものと実質的に同一であると認められる財産を含む。）とする。

一 法第二十八条第四項第一号に掲げる行為（法第二条第八項第十二号イに掲げる契約に係るものに限る。） 当該契約の相手方である登録投資法人から違反者が当該契約に基づき委託を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、法第二百七十四条の二第一項第二号ニの違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等に係る有価証券等に係るもの（以下この条において「算定対象取引」という。）に係る利益又は損失が帰属するもの

二 法第二十八条第四項第一号に掲げる行為（前号に掲げるものを除く。） 投資一任契約の相手方から違反者が当該投資一任契約に基づき委託を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの

三 法第二十八条第四項第二号に掲げる行為 法第二条第一項第十号に掲げる有価証券に表示される権利を有する者から違反者が拠出を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に

料等の額）

第一条の十六 法第二百七十四条の二第一項第二号ニに規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 違反者（法第二百七十四条の二第一項に規定する違反者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が、運用対象財産の運用として同項第二号ニの違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした場合 イに掲げる額にロに掲げる額を乗じた額をハに掲げる額で除して得た額

イ 当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等のうち違反行為に係る有価証券等に係るもの（以下この条において「算定対象取引」という。）が行われた月について違反者に当該運用対象財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（当該運用が法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた金銭その他の財産の運用である場合については、当該受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者等に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。以下この号において「運用報酬」という。）の価額（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下この号において「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合には、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法その他の合理

係る利益又は損失が帰属するもの

四 法第二十八条第四項第三号に掲げる行為 法第二条第八項第十
五号イからハまでに掲げる権利を有する者から違反者が拠出を受け
けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利
益又は損失が帰属するもの

2 法第百七十四条の二第一項第二号ニ(1)に規定する内閣府令で定め

る額は、算定対象取引が行われた日の属する月（算定対象取引が二
以上の月にわたって行われたものである場合には、これらの月のう
ち最後の月。以下この項において同じ。）について違反者に前項各
号に定める財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき
金銭その他の財産（当該運用が法第一条第一項第十号に規定する投
資信託の受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた金
銭その他の財産の運用である場合にあっては、当該受益証券の募集
の取扱い又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者等に当該募集の
取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき
金銭その他の財産を除く。以下この項において「運用報酬」とい
う。）の価額（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下この項にお
いて「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合にあって
は、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法、運用
報酬算定期間に係る運用実績に基づいて運用報酬が算定されるとき
には当該算定対象取引が行われた日の属する月の運用実績に基づい
て算出する方法その他の合理的な方法により算出した額）の総額と
する。

的な方法により算出した額（算定対象取引が行われた月の末日

のうち最も遅い日（以下この号において「基準日」という。）

において運用報酬算定期間が終了していないときは、当該運用
報酬算定期間が当該基準日において終了したものとみなして合
理的な方法により算出した額）に、算定対象取引が行われた月

数を乗じて得た額）の総額

ロ 違逆行為の開始時から違反行為の終了後一月を経過するまで
の間の当該運用対象財産である算定対象取引の銘柄の総額のう
ち最も高い額

ハ 基準日における当該運用対象財産の総額

二 前号に掲げる場合以外の場合 算定対象取引について金融商品
取扱いの対価として違反者に支払われ、又は支払われるべき金
銭その他の財産の価額（当該価額が算定対象取引」とに計算され
る場合以外の場合にあっては、当該価額に基づき、当該価額の算
定の基礎となる期間における算定対象取引に係る金融商品取引契
約に基づく金融商品取扱い行為に係る取引総額に占める算定対象取
引の総額の割合に応じて按分する方法その他の当該金融商品取引
契約に係る取引の状況に応じた合理的な方法により算出した額）
の総額

前項第一号イの月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数
を生じたときは、これを一月とする。

3

法第百七十四条の二第一項第一号ニ(2)に規定する内閣府令で定める額は、算定対象取引について金融商品取引行為の対価として違反者に支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額（当該価額が算定対象取引ごとに計算される場合以外の場合にあっては、当該価額に基づき、当該価額の算定の基礎となる期間における算定対象取引に係る金融商品取引契約に基づく金融商品取引行為に係る取引総額に占める算定対象取引の総額の割合に応じて按分する方法その他の当該金融商品取引契約に係る取引の状況に応じた合理的な方法により算出した額）の総額とする。

4 第二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（安定操作取引等に係る課徴金の計算における対価の額等）

第一条の十九 法第百七十四条の三第一項第二号ニ(1)に規定する内閣府令で定めるものは、違反者（同項に規定する違反者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が業として行う次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定めるもの（不当に課徴金の額を引き下げる目的で当該各号に定めるものから分割された財産その他の当該各号に定めるものと実質的に同一であると認められる財産を含む。）とする。

一 法第二十八条第四項第一号に掲げる行為（法第二条第八項第十

二号イに掲げる契約に係るものに限る。） 当該契約の相手方である登録投資法人から違反者が当該契約に基づき委託を受けて運

（安定操作取引等に係る課徴金の計算における手数料等の額）

第一条の十九 法第百七十四条の三第一項第二号ニに規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 違反者（法第百七十四条の三第一項に規定する違反者をいう。以下この条及び次条において同じ。）が、運用対象財産の運用として同項第二号ニの違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした場合 イに掲げる額に口に掲げる額を乗じた額をハに掲げる額で除して得た額
イ 当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等のうち違反行為に係る上場金融商品等若しくは店頭売買

用を行う金銭その他の財産のうち、法第百七十四条の三第一項第二号二の違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等のうち違反行為に係る上場金融商品等若しくは店頭売買有価証券に係るもの（以下この条において「算定対象取引」という。）に係る利益又は損失が帰属するもの

二 法第二十八条第四項第一号に掲げる行為（前号に掲げるものを除く。）投資一任契約の相手方から違反者が当該投資一任契約に基づき委託を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの

三 法第二十八条第四項第二号に掲げる行為 法第一条第一項第十号に掲げる有価証券に表示される権利を有する者から違反者が拠出を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの

四 法第二十八条第四項第三号に掲げる行為 法第二条第八項第十五号イからハまでに掲げる権利を有する者から違反者が拠出を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの

2 法第一百七十四条の三第一項第二号ニ(1)に規定する内閣府令で定める額は、算定対象取引が行われた日の属する月（算定対象取引が二以上の月にわたって行われたものである場合には、これらの月のうち最後の月。以下この項において同じ。）について違反者に前項各号に定める財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（当該運用が法第二条第一項第十号に規定する投

有価証券に係るもの（以下この条において「算定対象取引」という。）が行われた月について違反者に当該運用対象財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（当該運用が法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあっては、当該受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者等に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。以下この号において「運用報酬」という。）の価額（運用報酬の算定の基礎となる期間）以下この号において「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合にあっては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法その他合理的な方法により算出した額（算定対象取引が行われた月の末日のうち最も遅い日（以下この号において「基準日」という。）において運用報酬算定期間が終了していないときは、当該運用報酬算定期間が当該基準日において終了したものとみなして合理的な方法により算出した額）に、算定対象取引が行われた月数を乗じて得た額）の総額

ロ 違反行為の開始時から違反行為の終了後一月を経過するまでの間の当該運用対象財産である算定対象取引の銘柄の総額のうち最も高い額

ハ 基準日における当該運用対象財産の総額

二 前号に掲げる場合以外の場合 算定対象取引について金融商品

資信託の受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあつては、当該受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者等に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。以下この項において「運用報酬」という。（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下この項において「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合にあつては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法、運用報酬算定期間に係る運用実績に基づいて運用報酬が算定されるときは当該算定対象取引が行われた日の属する月の運用実績に基づいて算出する方法その他の合理的な方法により算出した額）の総額とする。

3 法第百七十四条の三第一項第二号ニ(2)に規定する内閣府令で定める額は、算定対象取引について金融商品取引行為の対価として違反者に支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額（当該価額が算定対象取引ごとに計算される場合以外の場合にあつては、当該価額に基づき、当該価額の算定の基礎となる期間における算定対象取引に係る金融商品取引契約に基づく金融商品取引行為に係る取引総額に占める算定対象取引の総額の割合に応じて按分する方法その他の当該金融商品取引契約に係る取引の状況に応じた合理的な方法により算出した額）の総額

2 前項第一号イの月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

4 第二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

(重要事実を知つた会社関係者の取引等に係る課徴金の計算における対価の額等)

第一条の二十一 法第百七十五条第一項第三号イに規定する内閣府令で定めるものは、同号の売買等をした者（以下この項から第三項までにおいて「違反者」という。）が業として行う次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定めるもの（不当に課徴金の額引き下げる目的で当該各号に定めるものから分割された財産その他の当該各号に定めるものと実質的に同一であると認められる財産を含む。）とする。

一 法第二十八条第四項第一号に掲げる行為（法第二条第八項第十二号イに掲げる契約に係るものに限る。）当該契約の相手方である登録投資法人から違反者が当該契約に基づき委託を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、当該売買等（以下この項から第三項までにおいて「算定対象取引」という。）に係る利益又は損失が帰属するもの

二 法第二十八条第四項第一号に掲げる行為（前号に掲げるものを除く。）投資一任契約の相手方から違反者が当該投資一任契約に基づき委託を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの

三 法第二十八条第四項第二号に掲げる行為 法第二条第一項第十号に掲げる有価証券に表示される権利を有する者から違反者が拠出を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に

(重要事実を知つた会社関係者の取引等に係る課徴金の計算における手数料等の額)

第一条の二十一 法第百七十五条第一項第三号に規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第百七十五条第一項第三号に規定する売買等をした者（以下の項において「違反者」という。）が、運用対象財産の運用として当該売買等をした場合 イに掲げる額にロに掲げる額を乗じた額をハに掲げる額で除して得た額

イ 当該売買等（以下この項において「算定対象取引」という。）が行われた月（当該算定対象取引の前に同一の法第一百六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実について他に同一の銘柄の法第百七十五条第一項第三号に規定する売買等が行われた月を除く。）について違反者に当該運用対象財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（

当該運用が法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあつては、当該受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行ふ金融商品取引業者等に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。以下この号において「運用報酬」という。）の価額（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下

係る利益又は損失が帰属するもの

四 法第二十八条第四項第三号に掲げる行為 法第二条第八項第十

五号イからハまでに掲げる権利を有する者から違反者が拠出を受けた運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの

2 法第一百七十五条第一項第三号イに規定する内閣府令で定める額は、算定対象取引が行われた日の属する月（算定対象取引が二以上の

月にわたつて行われたものである場合には、これらの月のうち最後の月。以下この項において同じ。）について違反者に前項各号に定

める財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭そ

の他の財産（当該運用が法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた金銭その他他の財産（当該運用が法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた金銭そ

い又は私募の取扱いを行つた金融商品取引業者等に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭そ

の他の財産を除く。以下この項において「運用報酬」という。）

の額（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下この項において「

運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合にあつては、当

該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法、運用報酬算

定期間に係る運用実績に基づいて運用報酬が算定されるときには当該算定対象取引が行われた日の属する月の運用実績に基づいて算出する方法その他の合理的な方法により算出した額）の総額とし、当該総額が算出できない場合にあつては、当該算定対象取引をした価

この号において「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合にあつては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月

数で除す方法その他の合理的な方法により算出した額（算定対象取引が行われた月の末日（以下この号において「基準日」という。）において運用報酬算定期間が終了していないときは、

当該運用報酬算定期間が当該基準日において終了したものとみなして合理的な方法により算出した額）の総額

ロ 算定対象取引が行われた日から基準日までの間の当該運用対象財産である算定対象取引の銘柄の総額のうち最も高い額

ハ 基準日における当該運用対象財産の総額

二 前号に掲げる場合以外の場合 算定対象取引について金融商品取扱行為の対価として違反者に支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の額（当該額が算定対象取引ごとに計算される場合以外の場合にあつては、当該額に基づき、当該額の算定の基礎となる期間における算定対象取引に係る金融商品取引契約に基づく金融商品取扱行為に係る取引総額に占める算定対象取引の総額の割合に応じて按分する方法その他の当該金融商品取引契約に係る取引の状況に応じた合理的な方法により算出した額）の総額

法第一百七十五条第二項第三号に規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 法第一百七十五条第二項第三号に規定する買付け等又は売付け等をした者（以下この項において「違反者」という。）が、運用対

格にその数量を乗じて得た額を十で除して得た額とする。

3 法第百七十五条第一項第三号ロに規定する内閣府令で定める額は、算定対象取引について金融商品取引行為の対価として違反者に支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額（当該価額が算定対象取引ごとに計算される場合以外の場合にあっては、当該価額に基づき、当該価額の算定の基礎となる期間における算定対象取引に係る金融商品取引契約に基づく金融商品取引行為に係る取引総額に占める算定対象取引の総額の割合に応じて按分する方法その他当該金融商品取引契約に係る取引の状況に応じた合理的な方法により算出した額）の総額とする。

4 法第百七十五条第一項第三号イに規定する内閣府令で定めるものは、同号の特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同号の株券等に係る売付け等をした者（以下この項から第六項までにおいて「違反者」という。）が業として行う次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定めるもの（不當に課徴金の額を引き下げると目的で当該各号に定めるものから分割された財産その他の当該各号に定めるものと実質的に同一であると認められる財産を含む。）とする。

一 法第二十八条第四項第一号に掲げる行為（法第二条第八項第十二号イに掲げる契約に係るものに限る。） 当該契約の相手方である登録投資法人から違反者が当該契約に基づき委託を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、法第百七十五条第一項第三号の特定株券等若しくは関連株券等に係る買付け等又は同号の株券

象財産の運用として当該買付け等又は売付け等をした場合

イに

イ 当該買付け等又は売付け等（以下この項において「算定対象取引」という。）が行われた月（当該算定対象取引の前に同一の法第百六十七条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実について他に同一の銘柄の法第百七十五条第二項第三号に規定する買付け等又は売付け等が行われた月を除く。）について違反者に当該運用対象財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（当該運用が法第二条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあっては、当該受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行なう金融商品取引業者等に当該募集の取扱い又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。以下この号において「運用報酬」という。）の価額（運用報酬の算定の基礎となる期間（以下この号において「運用報酬算定期間」という。）が一月を超える場合には、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法その他の合理的な方法により算出した額（算定対象取引が行われた月の末日（以下この号において「基準日」という。）において運用報酬算定期間が終了していないときは、当該運用報酬算定期間が当該基準日において終

等に係る売付け等（以下この項から第六項までにおいて「算定対象取引」という。）に係る利益又は損失が帰属するもの

二 法第二十八条第四項第一号に掲げる行為（前号に掲げるものを除く。）投資一任契約の相手方から違反者が当該投資一任契約に基づき委託を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの

三 法第二十九条第四項第一号に掲げる行為 法第二条第一項第十号に掲げる有価証券に表示される権利を有する者から違反者が拠出を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの

四 法第二十八条第四項第三号に掲げる行為 法第二条第八項第十号イからハまでに掲げる権利を有する者から違反者が拠出を受けて運用を行う金銭その他の財産のうち、算定対象取引に係る利益又は損失が帰属するもの

5 法第七十五条第一項第三号イに規定する内閣府令で定める額は、算定対象取引が行われた日の属する月（算定対象取引が二以上の月にわたつて行われたものである場合には、これらの月のうち最後の月。以下この項において同じ。）について違反者に前項各号に定める財産の運用の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（当該運用が法第一条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される権利を有する者から拠出を受けた金銭その他の財産の運用である場合にあつては、当該受益証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者等に当該募集の取扱い

了したものとみなして合理的な方法により算出した額））の総額

口 算定対象取引が行われた日から基準日までの間の当該運用対象財産である算定対象取引の銘柄の総額のうち最も高い額

ハ 基準日における当該運用対象財産の総額

二 前号に掲げる場合以外の場合 算定対象取引について金融商品取引行為の対価として違反者に支払われ、又は支払われるべき金

銭その他の財産の価額（当該価額が算定対象取引）とに計算される場合以外の場合にあつては、当該価額に基づき、当該価額の算定の基礎となる期間における算定対象取引に係る金融商品取引行為に基づく金融商品取引行為に係る取引総額に占める算定対象取引の総額の割合に応じて按分する方法その他の当該金融商品取引契約に係る取引の状況に応じた合理的な方法により算出した額）の総額

3 第一項第一号イ及び前項第一号イの月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

又は私募の取扱いの対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産を除く。以下この項において「運用報酬」という。)の価額(運用報酬の算定の基礎となる期間(以下この項において「運用報酬算定期間」という。)が一月を超える場合にあつては、当該運用報酬を当該運用報酬算定期間の月数で除す方法、運用報酬算定期間に係る運用実績に基づいて運用報酬が算定されるときには当該算定対象取引が行われた日の属する月の運用実績に基づいて算出する方法その他の合理的な方法により算出した額)の総額とし、当該総額が算出できない場合には、当該算定対象取引をした価格にその数量を乗じて得た額を十で除して得た額とする。

6 法第百七十五条第二項第三号ロに規定する内閣府令で定める額は、算定対象取引について金融商品取引行為の対価として違反者に支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額(当該価額が算定対象取引ごとに計算される場合以外の場合にあつては、当該価額に基づき、当該価額の算定の基礎となる期間における算定対象取引に係る金融商品取引契約に基づく金融商品取引行為に係る取引総額に占める算定対象取引の総額の割合に応じて按分する方法その他の当該金融商品取引契約に係る取引の状況に応じた合理的な方法により算出した額)の総額とする。

7 第二項及び第五項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

(重要事実を知った会社関係者の取引等に係る課徴金の計算における

(重要事実を知った会社関係者の取引等に係る課徴金の計算における

る最低の価格がない場合にこれに相当するもの等)

第一条の二十二 法第百七十五条第五項及び第七項に規定する内閣府令で定める価格は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

一・二 (略)

2 法第百七十五条第五項及び第七項に規定する内閣府令で定める額

は、法第百六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実の公表がされた日又は法第百六十七条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日ににおける最低の価格（当該公表がされた後のものに限る。）とする。ただし、当該最低の価格がない場合は、特定有価証券等又は株券等であつて上場有価証券等に該当するものについて当該公表がされた日に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最低の価格（当該業務等に関する重要事実又は当該公開買付け等の実施に関する事実若しくは当該公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後のものに限る。）に基づき合理的な方法により算出した価格とする。

3 (略)

4 法第百七十五条第六項及び第八項に規定する内閣府令で定める額

は、法第百六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実の公表がされた日又は法第百六十七条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日における最高の価格（当該公表がされた後のものに限る

る最低の価格がない場合にこれに相当するもの等)

第一条の二十二 法第百七十五条第五項及び第七項に規定する内閣府令で定める価格は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

一・二 (略)

2 法第百七十五条第五項及び第七項に規定する内閣府令で定める額

は、法第百六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実の公表がされた日又は法第百六十七条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日ににおける最低の価格（当該公表がされた後のものに限る。）とする。ただし、当該最低の価格がない場合は、特定有価証券等又は株券等であつて上場有価証券等に該当するものについて当該公表がされた日に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最低の価格（当該公表がされた後のものに限る。）に基づき合理的な方法により算出した価格とする。

3 (略)

4 法第百七十五条第六項及び第八項に規定する内閣府令で定める額

は、法第百六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実の公表がされた日又は法第百六十七条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日における最高の価格（当該公表がされた後のものに限る

。)とする。ただし、当該最高の価格がない場合は、特定有価証券等又は株券等であつて上場有価証券等に該当するものについて当該公表がされた日に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公示した最高の価格(当該業務等に関する重要な事実又は当該公開買付け等の実施に関する事実若しくは当該公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後のものに限る。)に基づき合理的な方法により算出した価格とする。

。)とする。ただし、当該最高の価格がない場合は、特定有価証券等又は株券等であつて上場有価証券等に該当するものについて当該公表がされた日に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公示した最高の価格(当該公表がされた後のものに限る。)に基づき合理的な方法により算出した価格とする。

(第二条第八項第二号に掲げる行為等に付随する業務)

第一条の二十四 法第百七十五条の二第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、法第三十五条第一項第八号に掲げる行為を行う業務とする。

(仲介関連業務の対価の額に相当する額等)

第一条の二十五 法第百七十五条の二第一項第一号及び第二号イに規定する内閣府令で定める額は、同項に規定する違反行為が行われた日の属する月(当該月が二以上ある場合には、これらの月のうち最後の月)について同項に規定する情報受領者等から当該違反行為をした者に対し、仲介関連業務(同項第一号に規定する仲介関連業務をいう。第三項において同じ。)の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産(以下この項において「仲介関連業務報酬」という。)の価額(仲介関連業務報酬の算定の基礎となる期間(以下この項において「算定期間」という。)が一月を超える場

(新設)

合にあつては、当該仲介関連業務報酬を当該算定期間の月数で除す方法その他の合理的な方法により算出した額）の総額とする。

2

法第百七十五条の二第一項第二号ロに規定する内閣府令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

1

一 法第百七十五条の二第一項に規定する違反行為に係る法第百六十一条第一項に規定する特定有価証券等の発行者から当該違反行為をした者に対し、募集等業務（法第百七十五条の二第一項第二号に規定する募集等業務をいう。以下この項及び第四項において同じ。）及び当該募集等業務に併せて行われる法第一条第八項第六号に掲げる行為に係る業務の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額

2

二 前号の違反行為をした者がその募集等業務に關して他の者に法第二条第八項第六号に掲げる行為に係る業務をさせた場合において、当該違反行為をした者から当該他の者に対し、当該業務の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額

3

法第百七十五条の二第二項第一号及び第二号イに規定する内閣府令で定める額は、同項に規定する違反行為が行われた日の属する月（当該月が二以上ある場合には、これらの月のうち最後の月）について同項に規定する情報受領者等から当該違反行為をした者に対し、仲介関連業務の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産（以下この項において「仲介関連業務報酬」という。）

の価額（仲介関連業務報酬の算定の基礎となる期間（以下この項において「算定期間」という。）が一月を超える場合にあつては、当該仲介関連業務報酬を当該算定期間の月数で除す方法その他の合理的な方法により算出した額）の総額とする。

4 法第百七十五条の二第二項第二号ロに規定する内閣府令で定める額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 法第百七十五条の二第二項に規定する違反行為に係る法第百六十七条第一項に規定する株券等の発行者から当該違反行為をした者に対し、募集等業務及び当該募集等業務に併せて行われる法第二条第八項第六号に掲げる行為に係る業務の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額

二 前号の違反行為をした者がその募集等業務に關して他の者に法第二条第八項第六号に掲げる行為に係る業務をさせた場合において、当該違反行為をした者から当該他の者に対し、当該業務の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額の総額

5 第一項及び第三項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（未公表の重要な事実の伝達等に係る課徴金の計算における最低の価格がない場合にこれに相当するもの等）

第一条の二十六 法第百七十五条の二第六項及び第十項に規定する内

（新設）

閣府令で定める価格は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

- 一 特定有価証券等の売付け等（法第百七十五条の二第五項に規定する特定有価証券等の売付け等をいう。次号において同じ。）が上場有価証券等の売付けその他の有償の譲渡、合併若しくは分割による承継又は市場デリバティブ取引である場合 金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も低い価格
- 二 特定有価証券等の売付け等が非上場有価証券の売付けその他の有償の譲渡、合併若しくは分割による承継、店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引である場合 特定有価証券等（法第百六十三条第一項に規定する特定有価証券等をいう。以下この条において同じ。）であつて上場有価証券等に該当するものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最低の価格に基づき合理的な方法により算出した価格
- 三 株券等の売付け等（法第百七十五条の二第九項に規定する株券等の売付け等をいう。次号において同じ。）が上場有価証券等の売付けその他の有償の譲渡、合併若しくは分割による承継又は市場デリバティブ取引である場合 金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も低い価格
- 四 株券等の売付け等が非上場有価証券の売付けその他の有償の譲渡、合併若しくは分割による承継、店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引である場合 株券等（法第百六十七条第

一項に規定する株券等をいう。以下この条において同じ。）であつて上場有価証券等に該当するものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最低の価格に基づき合理的な方法により算出した価格

法第百七十五条の二第六項及び第十項に規定する内閣府令で定める額は、法第一百六十六条第一項に規定する業務等に関する重要な事実の公表がされた日又は法第一百六十七条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた日における最低の価格（当該公表がされた後のものに限る。）とする。ただし、当該最低の価格がない場合は、特定有価証券等又は株券等であつて上場有価証券等に該当するものについて当該公表がされた日に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最低の価格（当該業務等に関する重要な事実又は当該公開買付け等の実施に関する事実若しくは当該公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後のものに限る。）に基づき合理的な方法により算出した価格とする。

法第百七十五条の二第八項及び第十二項に規定する内閣府令で定める価格は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

一 特定有価証券等の買付け等（法第百七十五条の二第七項に規定する特定有価証券等の買付け等をいう。次号において同じ。）が上場有価証券等の買付けその他の有償の譲受け、合併若しくは分割による承継又は市場デリバティブ取引である場合 金融商品取

引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も高い価格

二 特定有価証券等の買付け等が非上場有価証券の買付けその他の有償の譲受け、合併若しくは分割による承継、店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引である場合 特定有価証券等であつて上場有価証券等に該当するものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最高の価格に基づき合理的な方法により算出した価格

三 株券等の買付け等（法第二百七十五条の二第十一項に規定する株券等の買付け等をいう。次号において同じ。）が上場有価証券等の買付けその他の有償の譲受け、合併若しくは分割による承継又は市場デリバティブ取引である場合 金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した気配相場の価格のうち最も高い価格

四 株券等の買付け等が非上場有価証券の買付けその他の有償の譲受け、合併若しくは分割による承継、店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引である場合 株券等であつて上場有価証券等に該当するものについて金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最高の価格に基づき合理的な方法により算出した価格

4 第二百七十五条の二第八項及び第十二項に規定する内閣府令で定める額は、法第二百六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実の公表がされた日又は法第二百六十七条第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実の

公表がされた日における最高の価格（当該公表がされた後のものに限る。）とする。ただし、当該最高の価格がない場合は、特定有価証券等又は株券等であつて上場有価証券等に該当するものについて当該公表がされた日に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した最高の価格（当該業務等に関する重要な事実又は当該公開買付け等の実施に関する事実若しくは当該公開買付け等の中止に関する事実の公表がされた後のものに限る。）に基づき合理的な方法により算出した価格とする。

第二章 審判手続

第一節 総則

（趣旨）

第一条の二十七 法第六章の二第二節の規定による審判手続については、同節に定めるもののほか、この章の定めるところによる。

（審判手続の終結）

第六十条 審判官は、金融庁長官が法第百八十五条の七第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項から第十八項までの決定をするに足りる主張及び証拠の提出がされたと認めるときは、審判手続を終結する。

2・3 （略）

（決定の記載事項）

第二章 審判手続

第一節 総則

（趣旨）

第一条の二十四 法第六章の二第二節の規定による審判手続については、同節に定めるもののほか、この章の定めるところによる。

（審判手続の終結）

第六十条 審判官は、金融庁長官が法第百八十五条の七第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項から第十六項までの決定をするに足りる主張及び証拠の提出がされたと認めるときは、審判手続を終結する。

2・3 （略）

（決定の記載事項）

第六十一条 法第百八十五条の七第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項から第十七項までの決定には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三 (略)

2・3 (略)

- 4 法第百八十五条の七第十八項の決定には、次の各号のいずれかに該当する旨及びその理由を記載しなければならない。
- 一 法第百七十八条第一項各号に掲げる事実がないこと。
- 二 法第百八十五条の七第三項、第五項ただし書、第七項ただし書、第九項、第十一項ただし書、第十六項ただし書又は第十七項ただし書に該当すること。

(法第百七十二条の二第一項に該当する事実等の報告)

第六十一条の七 法第百八十五条の七第十四項の規定による報告を行おうとする者は、別紙様式による報告書を、次に掲げるいずれかの方法により、証券取引等監視委員会に提出しなければならない。

一～三 (略)

2～5 (略)

(罰金の確定裁判がある場合の按分額)

第六十一条の八 法第百八十五条の七第十六項に規定する内閣府令で定めるところにより当該一以上の決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額は、同項第一号に掲げる額か

第六十一条 法第百八十五条の七第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項から第十五項までの決定には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一～三 (略)

2・3 (略)

- 4 法第百八十五条の七第十六項の決定には、次の各号のいずれかに該当する旨及びその理由を記載しなければならない。
- 一 法第百七十八条第一項各号に掲げる事実がないこと。
- 二 法第百八十五条の七第三項、第五項ただし書、第七項ただし書、第九項、第十一項ただし書、第十四項ただし書又は第十五項ただし書に該当すること。

(法第百七十二条の二第一項に該当する事実等の報告)

第六十一条の七 法第百八十五条の七第十二項の規定による報告を行おうとする者は、別紙様式による報告書を、次に掲げるいずれかの方法により、証券取引等監視委員会に提出しなければならない。

一～三 (略)

2～5 (略)

(罰金の確定裁判がある場合の按分額)

第六十一条の八 法第百八十五条の七第十四項に規定する内閣府令で定めるところにより当該一以上の決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額は、同項第一号に掲げる額か

ら同項第二号に掲げる額を控除した額に、同条第六項に規定する個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。

(罰金の確定裁判があつた場合の按分額)

第六十一条の九 法第百八十五条の八第六項に規定する内閣府令で定めるところにより当該決定に係る課徴金の額に応じて按分して得た額は、同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除した額に、法第百八十五条の七第一項（法第百七十八条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。）、第六項、第七項、第十項、第十一項、第十四項（法第百七十八条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。）又は第十五項（法第百七十八条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。）の規定による決定に係る課徴金を合計した額に占める当該決定に係る課徴金の額の割合を乗じて得た額とする。

(決定後の罰金、没収等との調整)

第六十二条 金融庁長官は、法第百八十五条の八第一項から第三項までの規定により法第百八十五条の七第一項（法第百七十八条第一項第四号又は第十一号から第十六号までに掲げる事実があると認める場合に限る。以下この条において同じ。）、第六項、第七項、第十項、第十一項、第十四項（法第百七十八条第一項第四号、第十一号

ら同項第一号に掲げる額を控除した額に、同条第六項に規定する個別決定ごとの算出額を合計した額に占める当該個別決定ごとの算出額の割合を乗じて得た額とする。

(罰金の確定裁判があつた場合の按分額)

第六十一条の九 法第百八十五条の八第六項に規定する内閣府令で定めるところにより当該決定に係る課徴金の額に応じて按分して得た額は、同項第一号に掲げる額から同項第二号に掲げる額を控除した額に、法第百八十五条の七第一項（法第百七十八条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。）、第六項、第七項、第十項、第十一項、第十二項（法第百七十八条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。）又は第十三項（法第百七十八条第一項第四号又は第十一号に掲げる事実があると認める場合に限る。）の規定による決定に係る課徴金を合計した額に占める当該決定に係る課徴金の額の割合を乗じて得た額とする。

(決定後の罰金、没収等との調整)

第六十二条 金融庁長官は、法第百八十五条の八第一項から第三項までの規定により法第百八十五条の七第一項（法第百七十八条第一項第四号又は第十一号から第十六号までに掲げる事実があると認める場合に限る。以下この条において同じ。）、第六項、第七項、第十項、第十一項、第十二項（法第百七十八条第一項第四号、第十一号

又は第十六号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この条において同じ。）又は第十五項（法第二百七十八条第一項第四号又は第十一号から第十六号までに掲げる事実があると認める場合に限る。以下この条において同じ。）の決定の効力を停止したときは、その旨を被審人又はその代理人に通知しなければならない。

2
（略）

3 金融庁長官は、法第二百八十五条の八第八項の規定により法第二百八十五条の七第一項、第六項、第七項、第十項、第十一項、第十四項又は第十五項の決定を取り消したときは、その旨を被審人又はその代理人に通知しなければならない。

4 金融庁長官は、法第二百八十五条の八第六項又は第七項の規定による変更の処分をした場合であつて、当該変更の処分をした後の法第二百八十五条の七第一項、第六項、第七項、第十項、第十一項、第十四項又は第十五項の決定に係る課徴金の額を超える額の課徴金が既に納付されているときは、速やかに、当該超える額を被審人に還付する手続をとらなければならぬ。法第二百八十五条の八第八項の規定による取消しの処分をした場合であつて、法第二百八十五条の七第一項、第六項、一項、第六項、第七項、第十項、第十一項、第十四項又は第十五項の決定に係る課徴金が既に納付されているときも、同様とする。

（出頭命令の手続）

第六十三条 法第二百七十七条第一項第一号の規定により事件関係人又は参考人に出頭を求める処分をする場合は、次に掲げる事項を記載した出

又は第十六号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この条において同じ。）又は第十三項（法第二百七十八条第一項第四号又は第十一号から第十六号までに掲げる事実があると認める場合に限る。以下この条において同じ。）の決定の効力を停止したときは、その旨を被審人又はその代理人に通知しなければならない。

2
（略）

3 金融庁長官は、法第二百八十五条の八第八項の規定により法第二百八十五条の七第一項、第六項、第七項又は第十項から第十三項までの決定を取り消したときは、その旨を被審人又はその代理人に通知しなければならない。

4 金融庁長官は、法第二百八十五条の八第六項又は第七項の規定による変更の処分をした場合であつて、当該変更の処分をした後の法第二百八十五条の七第一項、第六項、第七項、第十項、第十一項、第十四項又は第十五項の決定に係る課徴金の額を超える額の課徴金が既に納付されているときは、速やかに、当該超える額を被審人に還付する手続をとらなければならぬ。法第二百八十五条の八第八項の規定による取消しの処分をした場合であつて、法第二百八十五条の七第一項、第六項、第七項又は第十項から第十三項までの決定に係る課徴金が既に納付されているときも、同様とする。

（出頭命令の手続）

第六十三条 法第二百七十七条第一項第一号の規定により事件関係人又は参考人に出頭を求める処分をする場合は、次に掲げる事項を記載した出

した出頭命令書を交付し、又は送付して、これを行わなければなら
ない。

一～四 (略)

頭命令書を交付し、又は送付して、これを行わなければならない。

一～四 (略)

改 正 案	現 行
<p>別紙様式（第六十一条の七第一項関係） (略) 課徴金の減額に係る報告書 金融商品取引法<u>第185条の7第14項</u>の規定による報告を下記のとおり行います。 (略)</p>	<p>別紙様式（第六十一条の七第一項関係） (略) 課徴金の減額に係る報告書 金融商品取引法<u>第185条の7第12項</u>の規定による報告を下記のとおり行います。 (略)</p>